

深セン経済特区科学技術イノベーション条例

2020年11月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

深セン経済特区科学技術イノベーション条例

(2020年8月26日深セン市第6期人民代表大会常務委員会第44回会議で採択)

目録

- 第一章 総則
- 第二章 基礎研究と応用基礎研究
- 第三章 技術イノベーション
- 第四章 成果の転化
- 第五章 科学技術金融
- 第六章 知的財産権
- 第七章 空間保障
- 第八章 イノベーション環境
- 第九章 附則

第一章 総則

第一条 イノベーションの起動及び発展のための戦略を徹底的に実施するため、現代化・国際化された革新型都市と世界的影響力を持つイノベーション・創業・創意の都の建設を加速するため、また広東・香港・マカオ大湾区の建設と深センにおける中国の特色ある社会主義先行モデル区の建設を推進するため、法律、行政法規の基本原則に基づき、深セン経済特区の実際を踏まえ、本条例を制定する。

第二条 深セン経済特区の科学技術イノベーション活動には、本条例を適用する。

第三条 イノベーションの起動を都市発展の主導戦略とすることを堅持し、科学技術イノベーションを核心として全面的なイノベーションを推進し、科学技術イノベーションの体制・メカニズムを完備するため、具体的に次の事項を推進する。一、基礎研究・応用基礎研究の強化 一、基幹コア技術の難関攻略の強化 一、科学技術成果の転化と産業化の促進 一、科学技術の金融業界におけるイノベーションの高度化 一、人材保持作用の十分な発揮 以上を踏まえ「基礎研究と応用基礎研究」、「技術難関攻略」、「成果の産業化」、「テクノロジー金融」、「人材保持」を重点とした全過程的なイノベーション環境体系を構築する。

第四条 市、区の人民政府はハイテク産業の発展、科学技術インフラの建設、科学技術イノベーション体制の改革、主要な科学技術プロジェクトの難関攻略、科学技術

人材の保障などの科学技術イノベーションを国民経済と社会発展計画に組み入れること。

市、区の人民政府は科学技術イノベーション発展特別計画を制定し、科学技術イノベーション発展の全体構想、発展目標、主要な任務と保障措置などを明確にし、また毎年実施状況を社会的に公表しなければならない。

市、区の国土空間計画を制定、改訂するに当たっては、科学技術イノベーション発展の基本的な要求を十分に保障しなければならない。

第五条 市、区の人民政府は科学技術イノベーションへの財政投入比率を引き上げ、安定した支持と競争性ある費用体制を併せ持つ科学技術イノベーション参画メカニズムを構築し、企業及びその他の社会セクターの科学技術イノベーション活動への参入を誘導し、社会全体の科学技術イノベーション費用の持続的かつ着実な増加を推進しなければならない。

市、区の人民政府及びその関連部門は補助の支給（任務達成後）、あるいは間接投入などの財政的手段を総合的に運用し、費用補助、ローン割引、奨励、基金など様々な形式により大学、科学研究機構、企業及び科学技術者が科学技術イノベーション活動を展開することを支持しなければならない。

科学技術プロジェクトの策定と構成方式を改革し、主に市場によって決定される科学技術プロジェクトの選抜、費用分配、成果の評価メカニズムを構築する。

第六条 市、区の人民政府は科学技術安全協調業務遂行メカニズムを構築し、科学技術安全制度の建設を重点的に行うほか、重点産業サプライチェーンへの安全保障を強化し、科学技術領域における重大なリスクの防止・解消に取り組み科学技術安全の管理レベルを高めなければならない。

第七条 市、区の科学技術イノベーション主管部門は本行政区域内の科学技術イノベーションの統一的調整と監督管理を担当する。

市、区の発展改革、教育、工業と情報化、司法、財政、人力資源と社会保障、計画と自然資源、商務、衛生健康、国有資産監督管理、市場監督管理、地方金融監督管理、中小企業サービス等の部門は、それぞれの職責範囲内で、科学技術イノベーション関連業務を担当する。

第八条 市、区の人民政府はハイテク産業園區における発展建設の重点的施行、体制・メカニズムのイノベーション、計画体系の健全化、投資強化、インフラ整備、管理とサービスのレベル向上、園區内の産業集中化推進により革新型産業クラスターを育成し発展させなければならない。

第九条 深セン総合性国家科学センターについてその建設を加速するほか、国家イノベーション体系建設の重要な基礎プラットフォームとしての重大科学技術インフラプロジェクトの事前研究の展開、重大科学技術インフラクラスターの集中的な配

置・建設を進める。即ち、領域・分野を跨ぐ先端交差研究プラットフォームを建設し、重大科学技術インフラと交差融合、堅固な協力関係、相互支持のイノベーションカーネルを形成し、原始的なイノベーション能力を強化し、広東・香港・マカオ大湾区国際科学技術イノベーションセンター建設における重要な役割を發揮する。

第十条 大学、科学研究機構、企業、科学技術サービス機構及び業界協会、商会、学術連盟などの社会組織はイノベーションチェーンの関連部分における役割を發揮し、科学技術イノベーション活動を積極的に実施し、科学技術イノベーションを共同推進する強靱な連帯を形成しなければならない。

科学技術者は積極的に科学精神を喧伝し、科学的真理を探索し、科学の尊厳を維持するほか、科学技術倫理を遵守し、主導性と創造性を十分に發揮し、科学研究と技術イノベーションを着実に展開し、科学技術成果の転化を促進しなければならない。

第二章 基礎研究と応用基礎研究

第十一条 大学、科学研究機関、企業及び科学技術者において基礎研究と応用基礎研究を展開し、未知の科学問題を自由に探索し、新しい知識領域を発見・開拓することを奨励する。

第十二条 市の人民政府が基礎研究及び応用基礎研究に投入する資金は、市立の行政単位における科学技術研究開発資金の30%以上でなければならない。

第十三条 市の人民政府は市の自然科学基金を設立する。この主要目的は基礎研究と応用基礎研究の展開補助、科学技術人材の育成、オリジナルイノベーション能力と基幹コア技術供給能力の増強とする。

第十四条 深セン・香港科学技術イノベーション協力区の建設を加速する。制度イノベーションを重点とし、香港及び世界基準に合致する科学研究体制・メカニズムを構築、国際的なイノベーション資源を収集し、深セン・香港協同開発を推進する。またヒト、カネ、モノ、技術、情報などのイノベーション要素の効率的で便利な流動を促進し、科学技術イノベーションの発展に適応する国際ルール連携区と開放イノベーション先導区を構築する。

第十五条 光明科学城の建設を加速する。総合性国家科学センターの中心受託地区として重点的に情報、材質、生命科学と技術領域をめぐる先端交差研究プラットフォーム、ハイレベル研究型大学と科学研究機構など重大科学技術イノベーションキャリアを設立し、合理的配置、機能水準が世界レベルの重大科学技術インフラクラスター及び未来の発展をリードする新興産業クラスターを形成する。

第十六条 西麗湖国際科学教育城の建設を加速する。産学研用の深度融合モデル区として高等教育体制・メカニズムの改革を探索するほか、科学技術資源の開放共有、

科学技術の成果の転化促進、科学研究機構、プラットフォームキャリア、企業とハイエンド人材群の誘致により、教育、科学研究、産業の協同発展を推進する。

第十七条 国家実験室、広東省実験室などの高レベルの基礎研究プラットフォームの建設を加速する。その管理体制と運営メカニズムのイノベーションをサポートし、戦略的、展望的、系統的な基礎研究と基幹コア技術の難関攻略を展開し、専門分野理論と技術フロンティアの突破・イノベーションを推進し、イノベーションの支えとなる作用を発揮する。

第十八条 市、区の人民政府は重大科学技術インフラを統一的に計画、配置・建設し、中国国内外の科学技術イノベーション資源を導入しなければならない。

大学、科学研究機構、企業は科学技術インフラに則り先端技術予見研究、基本原理の探索と技術概念の検証、キーテクノロジー難関攻略と重点設備の研究開発、エンジニアリング検証などの活動を展開し、重大科学技術インフラ建設と交差先端研究の深い融合を推進する。

第十九条 市、区の人民政府は集積回路、人工知能、生物医薬、新材料などの産業チェーンの核心部分と先端領域をめぐり、産業発展を制約するウィークポイント・ボトルネックに対しキーテクノロジープラットフォームの建設と重大プロジェクトの難関攻略を推進し、重点的に科学技術イノベーションチームを育成、また世界一流の核心チーム、重要設備と先進技術などを導入し、科学技術イノベーションレベルの絶え間ない向上を促進しなければならない。

第二十条 大学における基礎研究と応用基礎研究の財政保障制度を構築する。科学研究資金を大学が統一調整し基礎研究と応用基礎研究を展開することを支持し、先進的オリジナル成果実現に結びつく重大な突破口とする。

第二十一条 企業が単独で又は大学、科学研究機構と提携して基礎研究と応用基礎研究プロジェクトを担当することを支持する。これにより基礎研究、応用基礎研究と産業化の連携・融合を促進し、企業の研究開発能力を高める。

第二十二条 企業及びその他の社会セクターが基金の設立、寄付等を通じて基礎研究及び応用基礎研究に参入することを支持する。

基礎研究と応用基礎研究を援助するため企業が寄付した支出について、関連規定に従い公益寄付を参照した上で関連優遇待遇を受けることができる。

第三章 技術イノベーション

第二十三条 企業を主体、市場を指向とした産学研が深く融合する技術イノベーション体系を完成させ、自主イノベーション能力を高め、研究開発、応用普及、産業発展が一貫して融合する技術イノベーションの新局面を形成する。

第二十四条 大学、科学研究機構、企業及び科学技術者が産業基礎を踏まえ、公的、非営利の技術の研究開発を強化し、破壊的技術研究開発のフロンティアにおける配置を強めていくことを奨励する。

第二十五条 技術難関攻略プロジェクトの組織、形成メカニズムと管理方式を整備し、大学、科学研究機構、企業及び科学技術者がその基幹コア技術難関攻略における役割を十分に発揮することが可能となるようにする。また技術難関攻略特別プロジェクトを組織・実施し、基幹コア技術ボトルネックの突破を持続的に推進すると同時に重大なオリジナル科学技術成果と自主的知的財産権を獲得する。

第二十六条 国家利益及び社会公共利益に関わる重大技術難関攻略プロジェクトについて、市人民政府は指令的任務通達等の方式により、基幹コア技術難関攻略を組織することができる。

第二十七条 企業が新技術、新製品、新工程を開発する、又はコア技術、キーテクノロジー及び公共技術研究に従事する場合、関連規定に従って研究開発費用の税前控除、科学研究機器設備加速減価償却、技術開発及び譲渡税込減免等の優遇待遇を受けることができる。

第二十八条 企業と大学、科学研究機関が協力開発、委託研究開発、技術出資などの方式を通じて産学研協力を展開し、共同で科学技術研究開発を展開することを奨励する。

第二十九条 企業と大学、科学研究機構が技術研究開発センター、産業研究院などの新型研究開発機構を創立し、実験室、科学技術イノベーション基地や博士ワークステーション、博士後科学研究ワークステーション、院士専門家ワークステーションなどの科学技術イノベーションプラットフォームを共同で建設することを奨励する。

第三十条 大学、科学研究機関、企業が単独で又は協力して海外で研究開発機構、オフショア実験室と技術協力プラットフォームを構築し、全世界の科学技術イノベーション資源を利用したうえで科学技術イノベーション能力を向上させることを奨励する。

第三十一条 破壊的技術イノベーションを支持する制度を確立・完備し、大学、科学研究機関、企業などによる破壊的技術イノベーションの研究開発、成果転化と産業化を支持する。

第三十二条 投資の主体多元化、管理制度の現代化、運行メカニズムの市場化、柔軟化した運営メカニズムによる新型研究開発機構を育成・建設し、その融合による科学研究、技術イノベーションと研究開発サービスの展開を支持する。

新型研究開発機構は政府プロジェクトの引き受け、役職評定、人材の導入と育成、建設用地の申請、投資融資サービスなどの面で、科学研究事業企業の関連優遇政策を参照・適用することができる。

第三十三条 大学、科学研究機関、企業とその他の社会組織が国際標準、国家標準、業界標準、地方標準と団体標準の起草と改訂をリードするか又はそれらに参与し、科学技術イノベーションの成果関連技術標準の形成を推進することを支持する。

第四章 成果応用

第三十四条 科学技術成果の転化は法律、法規の規定を遵守し、自由意志、互惠、公平、誠実、信用の原則に従うこと。また国家利益、社会公共利益と他人の合法的權益を損害してはならない。

第三十五条 市、区の人民政府は産業チェーン配置の需要を踏まえて、各種のイノベーション主体が科学技術成果転化のための協力メカニズムを構築することを推進し、協力領域とルートを広げ、科学技術成果の転化レベルを高めなければならない。

企業と大学、科学研究機関及びその他の組織が共同で研究開発プラットフォーム、技術移転機構、技術イノベーション連盟又は知的財産権連盟などを創立し、先進技術と良質な資源を集積し、共同で研究開発、成果転化と普及、標準の研究と制定などの活動を展開することを奨励する。

第三十六条 科学技術者が大学、科学研究機関と企業などの雇用企業・団体等の職務を執行し、又は主に雇用企業・団体等の物的技術条件を利用して完成した科学技術成果は、職務科学技術成果に属する。科学技術者と雇用企業・団体等に別段の取り決めがある場合、その取り決めに従う。

第三十七条 全部又は主に財政的資金を利用して職務科学技術成果を取得した場合、大学、科学研究機関は科学技術成果の完成者又はチームに科学技術成果の所有権又は長期使用権を与えなければならない。ただし、国家安全又は重要な社会公共利益を損害する可能性がある場合は除く。

前項の規定により科学技術成果の完成者又はチームに科学技術成果の所有権を与える場合、雇用企業・団体等と科学技術成果の完成者又はチームは共同共有又は部分的に共有することを取り決めることができる。部分的に共有すると取り決めた場合、科学技術成果の完成者又はチームが保持する比率は70%以上である。科学技術成果の完成者又はチームに科学技術成果の長期使用権を与える場合、その使用許諾期間は10年以上とする。

同一の職務科学技術成果について科学技術者が職務科学技術成果の所有権又は長期使用権を獲得した場合、その雇用企業・団体等は成果転化収益及び関連奨励を与えずとも良い。

第三十八条 大学、科学研究機関が財政的資金を利用して科学技術成果を獲得した場合、国家秘密、国家安全に関連しないかぎり、法により自主的に転化方式を決定す

ることができる。科学技術成果転化で得られた収入はすべて雇用企業・団体等に属し、雇用企業・団体等の予算に入れることができる。

第三十九条 市、区の人民政府は科学技術成果の転化促進に有利な激励メカニズムを構築し、科学技術成果の転化業績が突出した関連雇用企業・団体等と人員に対して規定に従って表彰と奨励を与えなければならない。

第四十条 大学、科学研究機関の関係責任者は勤勉に職務を全うする義務を果たし、意思決定、公示などの管理制度を厳格に実行し、不法な利益を貪ることや悪意ある談合を行うことがなかった場合、科学技術成果の価格決定、資産評価の自主決定及び職務科学技術成果の権利付与における決定ミスへの責任追及を免れることができる。

第四十一条 深セン証券取引所によって設立された知的財産権と科学技術成果財産権取引プラットフォームは、以下の業務を展開することができる。関連主管部門が法により監督管理を実施する。

(一) 知的財産権と科学技術成果財産権の取引業務、及び権利帰属の証拠保存及び公示、広告展示と技術契約登録引き受けなどの一連業務。

(二) 知的財産権の証券化、株式譲渡及び規範管理などの技術市場と資本市場の連携業務。

(三) 知的財産権と科学技術成果財産権の2分野を跨ぐ取引業務。

(四) 知的財産権と科学技術成果財産権の宣伝普及、教育訓練、業務コンサルティングと保護協力などの公益サービス。

(五) 主管部門の認可を受けたその他の業務。

知的財産権と科学技術成果財産権取引プラットフォームは関連仲介機関と協同して知的財産権と科学技術成果財産権の価値評価と財産権インセンティブ制度の設計などの業務を展開し、関連金融機関と協同して知的財産権担保融資、科学技術保険、投資基金と融資保証などの業務を展開することができる。

大学、科学研究機関、企業が知的財産権と科学技術成果財産権取引プラットフォームに則り科学技術成果の転化及び知的財産権、科学技術成果財産権と株式の取引を展開することを奨励する。

第四十二条 大学、科学研究機関が概念検証センターを設立し、試験段階にある科学技術成果のために技術概念実証、商業化開発などのサービスを提供することを支持する。

第四十三条 専門的・総合的な中間試験基地を建設し、科学技術成果の工業化、商品化、大規模化を実現するために操業前試験又は試験生産サービスを提供することを支持する。

第四十四条 検査測定認証機構の建設を加速・推進し、配置が合理的で、公正で信頼でき、公平に競争でき、かつサービスが優れた検査測定認証サービスシステムを構築し、核心競争力を持つ一つの検査測定認証産業クラスターを形成する。

検査測定認証機構が技術連盟を設立し、重点領域の検査測定認証能力を向上させることを奨励する。

第四十五条 大学、科学研究機構と企業が技術移転部門を設立し、技術マネージャーを導入して、全過程にわたって発明開示、価値評価、専利出願と維持、技術普及、連携交渉などの科学技術成果応用活動に参加することを支持する。

第四十六条 国家機関、事業企業・団体等、またグループ組織は財政的資金を用いて核心的自主的知的財産権と市場競争力を有するイノベーション製品とサービスを調達する際、条件を満たすものは非入札方式を採用することができる。

財政的資金を用いて前項に規定した製品とサービスを調達する際には、総合採点方式を採用しなければならない。価格を唯一の審査指標としない。抽選や類似する方式で落札者を予備選択、確定してはならない。

第四十七条 資源と環境、人口と健康、文化創意、省エネ排出削減、公共安全、防震減災、都市建設などの分野の科学技術イノベーション活動の展開を奨励する。革新的な技術の応用で経済と社会の持続可能な発展を促進することを奨励する。

第五章 科学技術金融

第四十八条 市、区の人民政府は科学技術イノベーション基金システムの建設を積極的に推進し、政府指導、市場育成などの方式を通じて、シード投資、エンジェル投資、リスク投資、M&A 再編投資をカバーする基金システムを構築しなければならない。

市、区の人民政府は投資 FOF の設立を発起し、社会資本がハイテク産業、戦略的新興産業、未来産業などの科学技術イノベーション類産業プロジェクトに投資することを誘導することができ、科学技術成果の使用権、収益権、処分権又は科学技術成果転化により形成された株式の保有などの方式によって、科学技術成果の応用を促進することができる。

第四十九条 科学技術型中小零細企業と早期科学技術プロジェクトへの投資を支持する。科学技術型中小零細企業又は早期科学技術プロジェクトに投資する企業と個人は、関連規定に従って税制優遇待遇及び特別資金補助金を享受する。

第五十条 科学技術イノベーション基金及びその管理機構の登録届出手続簡素化制度の構築を推進し、市場参入、資金募集などの利便化程度を高め、便利で公平、監督管理規範が透明な発展環境を構築する。

第五十一条 科学技術イノベーション基金のリスク防止・解消と等級別分類監督管理メカニズムを確立し、出資者の合法的な権益を保障する。

第五十二条 科学技術イノベーション基金の脱退メカニズムを完備し、私募株式投資セカンダリーマーケット取引基金の設立を支持する。

第五十三条 科学技術企業が資本市場を通じてイノベーションの発展を実現することを奨励する。科学技術企業が株式の発行、債券の発行、M&A再編、再融資などの方式で融資を行うことを支持する。

第五十四条 金融機関が金融科学技術手段を用いて科学技術金融商品を革新し、金融サービス水準を向上させることを支持する。

革新型金融機関を設立し、科学技術金融リース、科学技術保険などの業務を展開することを支持する。

第五十五条 商業銀行が科学技術企業の貸付けサービスに焦点を合わせたリスク制御と激励審査システムを構築し、クレジットローン、知的財産権質権ローン、株式質権ローン、期待収益質権ローン、売掛金ローン、コマーシャルペーパー質権ローン、契約履行保証保険ローンなどの融資業務を展開することを奨励する。

商業銀行が科学技術企業の特徴を踏まえて、法により外部投融資連動業務を展開することを奨励する。

第五十六条 保険機関が製品とサービスを革新し、科学技術企業のために製品の研究開発・生産・販売の各段階、及びデータ安全、知的財産権保護などの面において、保険サービスを提供することを奨励する。

第五十七条 小口融資会社、融資担保会社、融資リース会社、商業ファクタリング会社などの地方金融機関が関連規定に従って特色ある金融商品とサービスを開発し、科学技術企業に融資便利を提供することを支持する。

第五十八条 融資担保リスク分担メカニズムを構築し、融資担保機構の科学技術イノベーション企業への信用補完サービス提供における役割を十分に発揮する。

融資担保機関のリスクを分担する市立の資金プールを設立し、条件のある区は市立の資金プールと抱き合わせで出資することができる。

第五十九条 市、区の人民政府及びその関係部門は、ビッグデータ、ブロックチェーン、人工知能などの手段の利用を推進し公益的融資サービスプラットフォームの建設を強化し、科学技術企業にオンライン化、知能化、量産化した投融資連携サービスを提供しなければならない。

第六十条 市、区の人民政府は、商業銀行、保険機関及び本条例第五十七条に規定する地方金融機関を財政奨励補助金、リスク補償、リスク代償等の範囲に入れることができる。

第六章 知的財産権

第六十一条 市、区の人民政府は規範化、市場化した知的財産権運営サービスシステムの建設を推進し、知的財産権の各要素の効率的な配置と合理的な流動を促進し、知的財産権の質の高い発展に対する保障支持作用を発揮しなければならない。

第六十二条 市の知的財産権主管部門は関係部門と知的財産権価値評価制度の完備を推進し、知的財産権評価基準を制定し、高い信頼性と市場認知度を持つ評価機関を育成することにより知的財産権取引における評価サービスを提供しなければならない。

第六十三条 市の知的財産権主管部門は市場化した高価値の専利指標体系を構築し、企業が専利備蓄を強化し、専利品質を高めるように誘導しなければならない。

第六十四条 企業は段階的に知的財産権の価を財務諸表に組み込み、自己資本又は対外投資を増加させる目的でこれを株式又は出資比率に変換しなければならない。

第六十五条 企業は知的財産権管理制度を確立し、研究開発、生産、経営の全段階において一貫する知的財産権管理システムを形成し、企業の持続可能な発展能力を高めるよう指南する。

第六十六条 市、区の人民政府は知的財産権質権融資リスク補償メカニズムを構築し、知的財産権質権融資不良債権補償と利子補給特別資金を設立し、金融機関が知的財産権質権融資業務を展開することを支持することができる。

企業は知的財産権で質権融資を展開し、条件に合致する場合財政的資金から利子補給・担保補給を付与することができる。

第六十七条 知的財産権の証券化を推進し、知的財産権運営の将来収益権を底層資産として知的財産権証券化商品を発行することを推進する。企業が知的財産権証券化商品の発行に成功した場合、市、区の人民政府は適切な補助金を与えることを可能とする。

証券化商品における知的財産権許諾は税収管理において融資行為とみなされる。

第六十八条 非営利の知的財産権公共公益サービスプラットフォームを構築し、大学、科学研究機関、企業及び科学技術者に知的財産権代理及び情報、コンサルティング、訓練、事前警告などのサービスを提供することを支持する。

第六十九条 知的財産権運営サービス機関が知的財産権運営専門人材を招聘育成し、知的財産権取引、許諾、評価、投融資、商用化などの方面の能力を高めることを支持する。

第七十条 市、区の人民政府は知的財産権分析評議制度を構築し、関連専門機関が重大経済科学技術活動に関連する知的財産権価値とリスクについて評価、論証を行い、また意見と提案を提出することを支持しなければならない。

第七章 空間保障

第七十一条 市の計画と自然資源部門は建設用地供給計画を作成する際、ハイテク産業、戦略的新興産業、未来産業等の科学技術イノベーション類産業の用地需要を保障しなければならない。

第七十二条 市、区の人民政府は規定に従って割り当て、又は協議譲渡の方式を採用して科学研究用地を供給し、深セン総合性国家科学センターなどの重大科学技術インフラの建設を保障することができる。

割り当て方式を採用して科学研究用地を供給するには、使用者の条件や土地の使用用途などを厳格に制限しなければならない。

第七十三条 市、区の人民政府は用地弾性年期供給制度を実行し、科学技術イノベーション関連政策と産業発展状況、使用企業・団体等の経営状況に基づいて、法定最高譲渡年期の期間内で譲渡年期を合理的に確定することができる。

市、区の人民政府は規定に従って長期賃貸、賃貸後譲渡などの方式で土地を供給し、科学技術イノベーション類産業の用地需要を保障することができる。賃貸後譲渡の方式で土地を供給し、企業の賃貸期間が満了して問題なく検収した場合、法に則り土地譲渡に関する手続きを申請することができる。

第七十四条 市、区の人民政府はセット建設、容積率の向上、統一賃貸整備、買い戻し、協力開発などの方式で革新型産業用住宅を調達し、科学技術イノベーション類産業、科学研究機構、科学技術公共サービスプラットフォーム、インキュベーターとハッカースペース及び技術先進型サービス企業の住宅需要を保障することができる。

第七十五条 移転配置又は政府の買い戻しを除き、科学技術イノベーション類産業プロジェクトの用地、住宅の申請者及び譲受者は、ハイテク産業、戦略的新興産業、未来産業等の科学技術イノベーション類産業に従事する企業でなければならない。

第七十六条 科学技術イノベーション類産業に供給した用地、住宅が人民法院に強制的に競売にかけられた場合、入札者が落札する前に本条例第七十五条に規定する譲受者条件を満たさなければならない。成約後の最終譲受者は元の譲渡契約が定める譲受者の義務を受け継がなければならない。元の譲渡契約が定める土地使用条件は不変、財産権の制限条件と産業発展要求についても不変とする。

譲受条件を満たす最終譲受者がいない場合、管轄区の人民政府が買い戻すことができ、買い戻し価格は余剰土地年期の地価と建築物減価償却後の残存価額の和である。

第七十七条 市、区の住宅建設部門は、革新型産業用住宅に関する賃貸料指導価格を公表しなければならない。

次のいずれかの状況に該当し、建設された産業用住宅を賃貸に使用する場合、賃貸価格は前項に規定する賃貸料指導価格を超えてはならない。賃貸価格が前項に規定する賃貸料指導価格を超えた場合、超えた部分については区の人民政府の関係部門が賃借人への返還を命じる。

(一)都市更新、土地整備プロジェクトを除き、自己用又は賃貸のみで販売されない革新型産業用住宅土地所有権を協議譲渡方式で取得した場合。

(二)重点産業プロジェクトの選抜を経て、入札、競売、市場取引などの方式で工業及びその他の産業用地の所有権を取得した場合。

第七十八条 政府が管理する革新型産業用住宅を賃借した者は、他人に転貸してはならない。

前項の規定に違反した場合は、区の住宅建設部門が違法所得を没収するほか、違法所得の2倍の罰金を科し、賃貸人がこの革新型産業用住宅を回収する。

第八章 イノベーション環境

第七十九条 市、区の人民政府は科学技術、産業、投資、法律などの領域のハイレベルの専門家からなる科学技術イノベーション意思決定諮問委員会、及び科学技術イノベーション決定企業諮問制度を設立・構築する。重大戦略計画の策定・実施、重要科学技術イノベーション政策の制定、重大科学技術プロジェクトの配置決定を行う前にはこの委員会と関連企業の意見を諮問しなければならない。

市、区の人民政府はサービス購入などの方式でハイエンドシンクタンク、諮問機関を導入しまたそれを科学技術イノベーション意思決定諮問に参加させることができる。

第八十条 市、区の人民政府は産業需要を指針とし、人材資源配置における市場の決定的な役割を十分に発揮し、科学技術人材の誘致を積極的に展開しなければならない。

市の人材業務主管部門は関係部門と共に優先的に発展させるべき産業に必要な科学技術イノベーションチームとリーダー人材を投入し、かつ関連規定に従って投入した人材に対する管理とサービスを確実に行わなければならない。

第八十一条 市、区の人民政府は科学技術イノベーション人材育成計画を制定・実施し、産業発展と科学技術人材開発を統一して調整しなければならない。

大学、科学研究機構、企業と社会組織が科学技術イノベーションコンテスト、学術フォーラムなどの活動を開催し、科学技術者に対し科学技術イノベーション成果に関する展示・交流・協力の場を提供することを支持する。

第八十二条 青年科学技術人材チームの建設を強化し、人材成長の自然法則に符合する長期的に安定した支持と継続的育成のメカニズムを構築する。

特に優秀な青年科学技術者は重大科学研究プロジェクトの主宰・参加を可能とし、破格で各種の専門技術ポストの評定・招聘に参加することができる。

第八十三条 市、区の人民政府は、規定に従って条件を満たす科学技術者に、企業設立、プロジェクト申告、科学技術イノベーションについての条件保障と出入国、住宅、医療保障、子供の入学などの面で便宜を提供しなければならない。

第八十四条 品德、能力、業績を結合した科学技術人材評価制度を構築し、政府、企業、専門組織、業界の協会等の多元的な評価主体の役割を存分に作用させ、雇用企業・団体等により大きな人材評価権を付与する。

第八十五条 大学、科学研究機関の専門技術ポストに就く者は、関係規定に従って企業への兼職・臨時就任、又はプロジェクト協力に参加して合法的な報酬を得ることができる。また在職中の企業創設・離職後のイノベーション創業を行うことができる。

大学、科学研究機関はイノベーション実践経験のある管理人材、科学技術人材を兼任教師又は兼任研究者として招聘することができる。

第八十六条 小中高校の科学教育を強化する。科学的思考を刺激し、科学的発見を啓発し、科学的探索を奨励する啓発型基礎教育ガイドを樹立する。

小中高校は教育部門の関連規定に従って、課外科学普及活動と学校の科学課程を連結するメカニズムを確立し、多種の形式の課外科学普及活動を展開しなければならない。小中高校の生徒が科学技術イノベーションコンテストに参加することを奨励し、メイカー教育のブランド化発展を促進する。

小中高校と大学、科学研究機構、企業などが共同でイノベーション実験室を建設し、イノベーション人材の育成と科学創造活動を展開することを奨励する。

第八十七条 市、区の人民政府は科学普及資源の開発と科学普及インフラ建設を強化し、科学普及理念とモデルを革新し、科学普及作品の創作と製品研究開発を支持し、科学普及サービス能力を向上させなければならない。

条件のある大学、科学研究機関、企業などが自身の特徴に基づいて研究開発機構、生産施設、プロセス又は展示場を公衆に開放し、科学普及活動の展開あるいは科学普及教育基地を建設することを奨励する。

第八十八条 研究開発、技術移転、ビジネスインキュベーション、知的財産権、科学技術コンサルティングなどの科学技術サービス機構と科学技術公共サービスプラットフォームを設立し、科学技術イノベーション活動に専門的なサービスを提供することを奨励する。

第八十九条 市、区の司法行政部門は関係部門と共に公共法律サービスプラットフォームを構築し、大学、科学研究機関、企業及び科学技術者の科学技術イノベーショ

ン活動に公共法律サービスを提供しなければならない。具体的な方法は市の司法行政部門が制定し、市の人民政府の許可を得て組織・実施する。

第九十条 市、区の人民政府は国際科学技術イノベーション交流協力の展開を支持し、イノベーション要素の便利な流動と国際イノベーション資源の効率的な集積を強化しなければならない。即ち、ビジネス考察、海外出展、貿易商談、オフショアイノベーション創業、技術貿易、出入国管理、外貨管理などの面でイノベーション主体向けにサービスと便益を提供しなければならない。

第九十一条 広東・香港・マカオ大湾区の他の都市との科学技術イノベーション協力をすすめる、行政区を跨ぐ科学技術難関攻略、科学技術イノベーションプラットフォームの共同建設、知的財産権保護などの業務の展開を支持し、国際大科学計画と大科学プロジェクトの建設を発起し又は参与することを支持する。

香港、マカオの大学、科学研究機関が深セン市の財政的資金で設立された科学技術プロジェクトを引き受けることを支持し、財政的科学技術資金の香港・マカオを跨ぐ使用メカニズムを確立・完備する。

第九十二条 市、区の人民政府は科学技術イノベーション資源共有プラットフォームの構築を推進し、科学技術イノベーション活動に機器施設開放共有サービスを提供しなければならない。

財政的資金、国有資本を利用して購入・建設した大型科学機器施設について、大学、科学研究機構と企業などの部門は関連規定に従って、自身の使用需要を満たした上で、科学技術イノベーション資源共有プラットフォームを通じて、最大限に社会向けに使用開放しなければならない。しかし、国家安全や重大な社会的公共利益を損なう可能性があるものは除外する。

社会セクターが科学技術イノベーション資源共有プラットフォームを構築することを奨励し、科学技術イノベーション資源の便利で効果的な流動を促進する。

第九十三条 市、区の人民政府及びその関連部門は大学、科学研究機関、企業又は個人の科学技術イノベーション及び人材育成と誘致などの方面の登録、許可類などの政務情報に関与し、双方向通信を実現し、情報共有メカニズムを構築しなければならない。

第九十四条 市の科学技術イノベーション主管部門は科学技術研究開発資金エスクロー制度を創立・完備し、申請の流れを最適化し、経費の使用効果を高めなければならない。科学技術研究開発資金を使用してプロジェクト策定、過程管理、業績評価などの専門サービスの展開を委託することができる。

科学技術研究開発資金は「流用厳禁」原則を堅持しなければならない。プロジェクト主体の債務の返済に使用してはならない。

第九十五条 科学技術奨励制度を完備し、科学技術イノベーション活動において重大な成果を獲得し又は突出した貢献をした雇用企業・団体等と個人に、規定に従って表彰と奨励を与える。

社会セクターが科学技術賞を設立し、科学技術イノベーション活動に奨励を与えることを奨励する。

第九十六条 財政的資金又は国有資本を利用して設立された科学技術プロジェクトについては、プロジェクトを担当する企業・団体等と科学技術者が勤勉に職を尽くす義務を履行したにもかかわらず達成できなかったことを十分に証明できた場合、プロジェクト策定の主管部門が専門家の論証を組織した後、当該プロジェクトの終了を許可することができ、関連企業・団体等と個人による財政的資金又は国有資本を利用して設立された科学技術プロジェクトの再申請に影響を与えない。

第九十七条 科学技術イノベーション活動に従事するには、関連する科学技術倫理規範に従わなければならない。

財政的資金を利用して設立された科学技術プロジェクトが生命科学、医学、人工知能などの最先端分野に係り、又は社会、生態環境に対して潜在的な脅威がある場合は、プロジェクト担当者がプロジェクト策定の前に科学技術倫理承諾書を提出することを要求しなければならない。

健康関連研究又は実験動物の生産、使用に従事する部門は、関連規定に従って相応の科学技術倫理委員会を設立し、関連する科学技術活動に対する倫理審査と監督管理を強化し、科学技術倫理監督管理責任を履行しなければならない。関連する科学技術者たちは科学技術倫理審査と規制を受け入れなければならない。

第九十八条 科学技術イノベーション活動に従事する大学、科学研究機構、企業・団体などは研究公正監督管理の責任を履行し、其の企業・団体等の研究公正の建設を強化しなければならない。

科学技術者は学術規範と職業道徳を遵守し、誠実で信頼のおける人間でなければならない。以下の行為を行ってはならない。

(一)他人の研究成果又はプロジェクト申請書を盗用、剽窃、横領する行為。

(二)研究過程を捏造し、研究データ、グラフ、結論、検出報告又はユーザ使用報告を偽造、改ざんする行為。

(三)論文又はプロジェクト申請書を売買、代筆し、同業者評議専門家及び評議意見を虚構する行為。

(四)虚偽情報の提供などの欺瞞又は賄賂、利益交換などの不正な手段を利用し科学研究活動に対する許可を獲得し、科学技術計画プロジェクト、科学研究経費、奨励、荣誉、職務職名などを獲得する行為。

(五)科学技術倫理の規範に違反する行為。

(六) 専利等の研究成果の署名及び論文発表規範に違反する行為。

(七) その他の科学研究の信用失墜行為。

科学技術者は調査により前項の規定行為があったことが確定した場合、市、区の科学技術イノベーション主管部門が法により処罰すると同時に規定に従って訓戒面談、通報糾弾、関連資格の一時停止又は取り消しなどの処理を行う。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第九十九条 『中華人民共和国公司法』に基づいて本市に登録された科学技術企業は特殊株式構造を設定でき、その場合会社定款において議決権差異手配を保証する。また普通株式以外に普通株式議決権数よりも大きい特別議決権株式を設定することができる。

特別議決権株式を有する株主には会社の創設株主や他の会社の技術進歩、業務発展に多大な貢献をし、かつ会社の後続発展において重要な役割を果たし続ける株主、及び上記人員が実際に支配する持株主体を含むことができる。

特殊株式構造を設置した会社は、他の面で上場に関する規則に適合している場合は証券取引機関を介して上場取引することができる。

第一百条 本市に登録された中小ハイテク企業が未分配利益、余剰準備金、資本準備金の形式で個人株主に株式を増資するに当たり個人株主が一度に個人所得税を納付することが確実に困難な場合、関連規定に従って五年以内で分割納付することができる。

第九章 付則

第一百一条 本条例は2020年11月1日から施行され、同時に『深セン経済特区科学技術イノベーション促進条例』は廃止される。

『深セン経済特区科学技術イノベーション条例』の解説

市全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会

『深セン経済特区科学技術イノベーション条例』（以下は『条例』と略称する）は深セン市第6期人民代表大会常務委員会第44回会議を経て2020年8月26日に採択され、2020年11月1日から施行される。ここに、関連状況を以下のように解説する。

一、立法の必要性

（一）イノベーションの起動発展戦略を実行し、深センの科学技術イノベーションに法治による保障を提供するのに必要である。

科学技術は国家繁栄の礎であり、イノベーションは民族発展の中核である。習近平同志を核心とする党中央は科学技術イノベーションを国家発展の全局の核心に置き、イノベーションの起動発展戦略の実施、科学技術イノベーションを核心とする全面的なイノベーションの推進加速をめぐり一連の要求を提出した。2018年12月、習近平総書記は深センの事業展開に対して重要な指示、即ち深センが「質の高い発展要求を実践し、イノベーションの起動戦略を十二分に実施するよう」指示した。本条例の制定は、まさに習近平総書記の科学技術イノベーションに関する重要な演述及び深センへの指示指令の趣旨を一貫して実行し、法治の先導推進作用を発揮し深センの科学技術イノベーションのために法治の礎を堅固にすることを目的としている。

（二）「双区駆動」という重大なチャンスを活かし、科学技術のイノベーション法治建設において模範を示すのに必要である。

現在、広東・香港・マカオ大湾区及び先行モデル区の建設という二つの国家戦略が深センで平行進行し、わが市に「双区駆動」という重大な歴史的発展チャンスをもたらしている。『中国共産党中央・国務院による深センの中国特色ある社会主義先行モデル区の建設を支持する意見』（以下は『先行モデル区の意見』と略称する）は深センに「高品質発展高地」という戦略的位置付けを与え、また深センに「イノベーションの起動発展戦略の実施を加速する」こと、「深センが産学研の十分な融合というイノベーションにおける優位性を強化し、深センを主陣地として総合性国家科学センターを建設することを支持する」と要求した。本条例の制定は、まさに立法を通じて『先行モデル区の意見』を実行し、イノベーション創造への活力刺激、イノベーション能力の増強、イノベーション体系の効率向上のための体制・メカニズムの構築、経済特区の立法権優位性の十分な発揮、科学技術イノベーションの法治建設の面での先行的な模範提示をより有利に行うことで、深セン経済特区での科学技術イノベーションの法治建設のための探索と実践を目的としている。

(三) 難点・焦点問題の突破、法治による科学技術イノベーションの欠点の解決を推進するのに必要である。

世界一流の科学イノベーションセンターと比較すると、深センには科学技術イノベーションの面でいくつかの難点と欠点が存在する。例えば、基礎研究成果の備蓄はまだ十分とは言えず、基礎研究能力・科学技術成果の産業化能力は更に向上する必要があるなどである。科学技術イノベーション条例の制定は、まさに問題指向のスタンスを保ちながら基礎研究、技術イノベーション、科学技術成果応用などの一連の法規規範の改善・完備、基礎研究と応用研究の融合イノベーション発展の推進、深センの科学技術イノベーション発展を制約する難点と欠点の解決の促進を行うことで日々激しくなる総合国力競争において深センが功績をあげることを目的としている。

(四) 科学技術イノベーションに係る現行の法規・政策を統合し、イノベーション主体の法治建設に対する新しい要求に適應するのに必要である。

市の人民代表大会常務委員会は相次いで『深セン経済特区科学技術イノベーション促進条例』などの法規を公布し、深センの科学技術イノベーション発展推進のための法治による支持を提供した。しかし、情勢の発展・変化に伴い一部の法規条項の規定があまりにも原則的で実行に対する可能性が足りず、一部の法規を修正・統合する必要があることが顕在化した。加えて、近年国家は科学技術イノベーションに対して多くの政策文書を公布し、わが市も一連の新しい政策文書を制定している。これらの政策文書におけるイノベーション制度は法規制度に昇格され固定化される必要がある。深センの大学、科学研究機構、企業、科学技術者なども科学技術イノベーションの法治建設に対して新しい要求を提出している。そのため、本条例の制定は、まさに立法を深セン先行モデル区建設の使命要求によりよく適應させ、法治の科学技術イノベーションに対する先導、保障、促進作用をよりよく發揮させ、深センの科学技術イノベーションの法治建設と実践発展が引き続き全国リードすることの保証を目的としている。

二、主な内容と制度イノベーション

『条例』は、数年来わが市が確立した科学技術イノベーション政策措置、体制・メカニズム、産業配置、キャリア建設などを固定化したものであり、一部の制度設計は国家の法律規定に通用し、また一部の制度設計は国内に先駆けて規定されている。基礎研究と応用基礎研究、技術イノベーション、成果転化、科学技術金融、知的財産権、空間保障、イノベーション環境などの方面をカバーしており、科学技術イノベーションを全面的で系統的に促進・保護する全面的な法規である。

(一) 総則

1. **科学技術イノベーションが長期的に堅持すべき発展方向を明確にする。**『条例』は「イノベーションの起動を都市発展主導戦略とすることを堅持し、科学技術イノベーションを核心として全面的なイノベーションを推進する」と規定し、イノベーションの起動発展戦略の実現を加速する重要な方法として、「基礎研究と応用基礎研究+技術難関攻略+成果の産業化+科学技術金融+人材支持」を重点とする全過程イノベーション環境体系の構築を条例に規定した。(第三条)

2. **財政を科学技術イノベーションに投入する安定したメカニズムを構築する。**『条例』は「市、区の人民政府は科学技術イノベーションへの財政投入を強化し、安定した支持と競争性ある費用体制を結合した科学技術イノベーション投入メカニズムを構築しなければならない」と規定、さらに「補助の支給（任務達成後）、間接投入などの財政的手段を総合的に運用し、費用補助、ローン割引、奨励、基金など多くの方法を通じて大学、科学研究機構、企業及び科学技術者が科学技術イノベーション活動を展開すること、また政府の科学技術投入の方向付けにおける作用を十分に発揮することを支持しなければならない」と明確に規定した。(第五条)

3. **共同イノベーションの強靱な連帯を形成する。**『条例』は「大学、科学研究機構、企業、科学技術サービス機構及び業界協会、商会、学術連盟などの社会組織はイノベーションチェーンの関連部分におけるその役割を発揮し、科学技術イノベーション活動を積極的に実施し、科学技術イノベーションを共同推進する強靱な連帯を形成しなければならない。」と規定し、核心技術のボトルネックを確実に突破し、ハードコアの科学技術イノベーションにより経済の質の高い発展を支持することを取り決めた。(第十条)

(二) 基礎研究と応用基礎研究

1. **国家級重大科学技術イノベーションプラットフォームの建設を加速する。**『条例』は深セン総合性国家イノベーションセンター及びそれと互いに依拠し合う光明科学城、深港科学技術イノベーション協力区、西麗湖国際科学教育城と国家実験室、広東省実験室などの科学技術イノベーションプラットフォームの長期的安定な建設発展を保障し、その核心エンジン機能とイノベーションリード作用をよりよく発揮するために、それらを初めて条例に書き込むことでそれらの法律地位を強調した。(第九条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条)

2. **基礎研究と応用基礎研究への財政投入を保障する。**『条例』は全国に先駆け立法形式により「市の人民政府が基礎研究及び応用基礎研究に投入する資金は、市の科学技術研究開発資金の30%以上でなければならない」と規定、さらに「市の人民政府は市自然科学基金を設立し、基礎研究と応用基礎研究の展開を財政的に支援し、科学技術人材を育成する」と規定し、財政による基礎研究と応用基礎研究への持続的で安定した支持を保証することを取り決めた。(第十二条、第十三条)

3. **大学の基礎研究における役割を十分に発揮する。** 大学は様々な分野にわたる基礎研究、最先端技術研究と破壊的技術イノベーションを展開する面で比較的強い優位性を持つことから、『条例』は「大学が科学技術インフラに則り基礎研究と応用基礎研究を展開し、重大科学技術インフラ建設と交差最先端研究の深い融合を推進することを支持する」と規定すると共に、「大学の基礎研究と応用基礎研究の財政保障制度を構築する。大学が科学研究資金を統一調整し、基礎研究と応用基礎研究を展開することを支持し、先進的オリジナル成果の重大なブレークスルーを実現する」と明確に規定した。(第十八条、第二十条)

4. **多元化した基礎研究注力メカニズムを構築する。** 企業などの社会セクターが基礎研究と応用基礎研究への注力を強化するようよりよく誘導し、支持するために、『条例』は「企業及びその他の社会セクターが基金の設立、寄付等を通じて基礎研究及び応用基礎研究に注力することを支持する」と規定すると共に、「企業の基礎研究と応用基礎研究を財政支援するための寄付支出」を社会発展の進歩が促進可能な「公益寄付」と見なし、この寄付支出に対し「関連規定に従い公益寄付を参照し関連優遇待遇を受けることができる」と独自に規定した。(第二十二条)

(三) 技術イノベーション

1. **特定の状況下で政府が重大技術難関攻略を主導する制度を構築する。** 『条例』は今回の新型コロナウイルス感染症に関する科学技術の難関攻略の経験を総括し、「国家利益及び社会公共利益に関わる重大技術難関攻略プロジェクトについては、市人民政府は指令的任務等の方式により、基幹コア技術難関攻略を組織することができる」と規定した。これは中国の地方立法で初めて政府主導の重大技術難関攻略について明確に規定したケースである。(第二十六条)

2. **企業の技術イノベーション主体の地位を強化する。** 企業は技術イノベーションの主体であり、全面的に企業のイノベーション能力を向上させることは、イノベーションの起動発展を実現するキープポイントとなる。『条例』は「企業が新技術、新製品、新工程を開発し、又は核心技術、キーテクノロジー及び公共技術研究に従事する場合、関連規定に従って関連する優遇待遇を受ける」ことや「企業と大学、科学研究機関が共同で科学技術研究開発を展開し、科学技術イノベーションプラットフォームを共同建設することを奨励する」ことなどについて相応の規定を制定した。(第二十七条、第二十八条、第二十九条、第三十条)

3. **新型研究開発機構のイノベーションと発展を推進する。** 2019年9月に科学技術部は『新型研究開発機構の発展促進に関する指導意見』を印刷・配布し、新型研究開発機構の投資主体の多元化、管理制度の現代化、運行メカニズムの市場化、人材使用メカニズムの柔軟化という4つの特徴を明確にした。『条例』はこの文書の精神を実行し、立法を通じて新型研究開発機構に法的地位を与え、科学研究、技術イノベーシ

ョンと研究開発サービスに焦点を合わせる機能的位置付けを明確にし、さらに新型研究開発機関に政府プロジェクトの引き受け、職名評定、人材の導入と育成、建設用地の申請、投資融資サービスなどの方面における科学研究事業部門向けの関連優遇政策を適用することにより、新型研究開発機構の発展を支持することを取り決めた。(第三十二条)

(四) 成果の転化

1. **科学技術者に科学技術成果の所有権又は長期使用権を明確に与える。**2020年5月に科学技術部などの9部門は『科学技術者に職務科学技術成果の所有権又は長期使用権を与える試行実施方案』(以下は『試行実施方案』と略称する)を印刷・配布した。『条例』は『試行実施方案』の精神に基づいて、『専利法』における職務科学技術成果の権利に関する規定を通用させた上さらに改革に力を入れ、「権利付与の試行」を「権利付与すること」と変え、国内で初めて立法の形式において「全部又は主に財政的資金を利用して職務科学技術成果を取得した場合、大学、科学研究機関は科学技術成果の完成者又はチームに科学技術成果の所有権又は長期使用権を与えなければならない」と規定した。(第三十七条)

2. **科学技術者に対する激励方式を現在の「転化後の奨励」から「権利付与後の転化」へと変更する。**科学技術者への権限付与を通じての激励を科学技術成果の転化前に前置きすることは、科学技術者のより市場での将来性のある科学技術成果の創造意欲を刺激し、科学技術成果の品質を高め、科学技術者の科学技術成果の転化実施への積極性をより効果的に高め、科学技術成果転化への活力を強化することに有利である。同時に、条例では「権利を部分的に共有すると約束した場合、科学技術成果の完成者又はチームが持つシェアは70%以上である」と規定した。『試行実施方案』の規定及び科学技術成果の転化周期の特徴を踏まえ与えられる長期使用権期限を10年以上に設定すると共に、「同一の職務科学技術成果について科学技術者が職務科学技術成果の所有権又は長期使用権を獲得した場合、その雇用企業・団体等は成果転化収益及び関連奨励を与えなくてもよい」と規定した。(第三十七条)

3. **科学技術成果意思決定の職務免責メカニズムを構築する。**科学技術成果に係る決定の不確定要素は多く、意思決定のリスクが高いことから、大学、科学研究機関の指導者は意思決定時に逡巡することで発展の好機を逃してしまうことが多くある。このような大学、科学研究機関の科学技術成果決定の後顧の憂いを解決するため、『条例』は深センの実際を踏まえ『試行実施方案』の「職務免責メカニズムの構築」に関する内容を吸収参照し、それを経済特区の法規として固定化したうえで科学技術成果の意思決定の職務免責メカニズムを構築した。具体的には「大学、科学研究機関の関係責任者は勤勉に職を尽くす義務を果たし、意思決定、公示などの管理制度を厳格に実行し、不法な利益を貪ることや悪意ある談合を行うことがなかった場合、科学技術

成果の価格決定、資産評価の自主決定及び職務科学技術成果の権利付与における決定ミスの責任追及を免れることができる」と規定した。(第四十条)

4. 知的財産権と科学技術成果財産権取引プラットフォームを設立する。『先行モデル区意見』は深センに「知的財産権と科学技術成果財産権取引センターを規範的に秩序よく建設すること」を要求している。現在、深センはこの事業を急ピッチで進めており、このことは必ず深センの科学技術イノベーション発展において重要な推進作用を発揮するだろう。『条例』は中央と市の共産党委員会の決定配置を実行し、それらを法規として固定化し、深センの知的財産権と科学技術成果財産権取引プラットフォームの建設について制度設計を行い、このプラットフォームの位置付けと主要な業務職責を明確にした。また大学、科学研究機構、企業がこのプラットフォームに則り科学技術成果の応用及び知的財産権、科学技術成果財産権と株式の取引を展開することを奨励する。(第四十一条)

5. 概念検証センターと中間試験基地及び検査測定認証機構の建設を支援する。科学技術成果は着地が難しく、転化率が低いことは普遍的な難題である。科学技術成果の生産力への転化を加速するため、『条例』はアメリカなどの発達した国家と地区、及び国内の西安交通大学による概念検証センター創立の経験を参考にして、初めて立法レベルで「概念検証センターを設立し、試験段階にある科学技術成果のために技術概念検証、商業化開発などのサービス支援を提供する」と規定した。そのほか、『条例』はまた、「専門的・総合的な中間試験基地を建設し、科学技術成果の工業化、商品化、大規模化を実現するために操業前試験又は試験生産サービスを提供することを支持する」、「検査測定認証機構の建設を加速的に推進し、配置が合理的で、公正で信頼でき、公平に競争でき、サービスが優れた検査測定認証サービスシステムを構築し、核心競争力を持つ検査測定認証産業クラスターを形成する」と規定した。立法を通じて、概念検証センター、中間試験基地と検査測定認証機構の建設を推進することにより、科学技術成果と市場化、産業化成果との乖離の問題を効果的に解決する。(第四十二条、第四十三条、第四十四条)

6. 技術移転機構と技術マネージャーを育成する。2020年3月30日に発行された『中国共産党中央・国務院によるより完全な要素市場化配置体制メカニズムの構築に関する意見』は、「大学、科学研究機構と科学技術企業による技術移転部門の設立を支持する。国家技術移転人材育成システムを構築し、技術移転の専門サービス能力を高める」と規定した。これにより、『条例』は深センの実際を踏まえて、技術移転部門と技術マネージャーを手がかりとし、「大学、科学研究機構と企業が技術移転部門を設立し、技術マネージャーを導入して、全過程にわたって発明開示、価値評価、専利出願と維持、技術普及、ドッキング交渉などの科学技術成果転化活動に参加させることを支持する」と規定した。(第四十五条)

(五) 科学技術金融

1. **科学技術イノベーション基金システムを構築する。** 科学技術イノベーション領域の投資は投入が大きく、周期が長く、リスクが高いなどの特徴がある。大多数の科学技術型中小零細企業の発展初期は長期資金注入が不足し、そういった資本不足がその発展速度と発展品質を制約する重要な要素の一つとなっている。科学技術イノベーション活動の円滑な進行を保障するため『条例』は「政府誘導、市場育成などの方式を通じて、シード投資、エンジェル投資、リスク投資、M&A再編投資をカバーする基金システムを構築し、社会資本がハイテク産業、戦略的新興産業、未来産業などの科学技術イノベーション類産業プロジェクトに投資することを誘導し、科学技術成果の転化を促進する」と規定すると共に、「科学技術イノベーション基金の参入条件を緩和し、登録登記の流れを最適化する」「科学技術イノベーション基金のリスク防止解消と階層分類監督管理メカニズムを確立する」「科学技術イノベーション基金の脱退メカニズムを完備する」についてより詳しく規定した。(第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条)

2. **創業投資企業と個人に優遇政策を与える。** 『条例』は財政部の『創業投資企業とエンジェル投資個人の税收政策に関する通知について』の関連規定を参照し、科学技術型中小零細企業と早期プロジェクトへの投資を支持する制度を明確に確立、「科学技術型中小零細企業又は早期科学技術プロジェクトに投資する企業と個人は、関連規定に従って税收優遇待遇及び特別資金補助金を享受する」と規定した。(第四十九条)

3. **科学技術企業への金融サービスを最適化する。** 『条例』は革新型金融機関の設立を支持し、科学技術金融リース、科学技術保険などの業務を展開し、商業銀行、保険、地方金融機関などの機関が多角化した科学技術金融商品と業務を展開することを奨励し、融資担保リスク分担メカニズムを構築し、科学技術企業に対して融資的便宜、資金支持を提供する。「インクルーシブ・ファイナンスの発展」「零細企業への金融サービス」などの過程における融資リース、商業保理、小口融資会社などの地方金融機関の主体的な役割をよりよく発揮させるために、『条例』はまた革新的に科学技術企業に金融サービスを提供する地方金融機関も財政奨励補助金、リスク補償、リスク代償などの範囲に入れることと取り決めた。(第五十四条、第五十五条、第五十六条、第五十七条、第五十八条、第六十条)

(六) 知的財産権

1. **知的財産権評価制度を構築する。** 知的財産権価値評価は知的財産権運営取引の基礎であり、知的財産権業務の難点でもある。長年に渡り市場では安定した、公正な、信頼できる知的財産権価値評価システムを形成することは難しかった。これに対して『条例』は、知的財産権価値評価制度を完備し、知的財産権評価基準を制定し、信頼

性と市場認知度を持つ評価機構を育成し、高価値専利指標体系を構築し、知的財産権取引などのために良好な基礎を築くことを規定した。(第六十二条)

2. **知的財産権の質権融資と証券化を推進する。** 科学技術企業の融資ルートを更に拡大するため、『条例』は「市、区の人民政府が知的財産権質権融資リスク補償メカニズムを構築し、知的財産権質権融資不良債権補償と利子補給特別資金を設立し、金融機関が知的財産権質権融資業務を展開することを支持することを可能とする。企業が知的財産権の質権融資を展開し、条件に合った場合は財政的資金から利子補給・担保補給を受け取ることができる」と規定した。『先行モデル区意見』における「知的財産権証券化の模索」に関する要求を実行するため『条例』はまた、「知的財産権の証券化を推進し、知的財産権運営の将来の収益権を底層資産として知的財産権証券化商品を発行することを推進する。企業が知的財産権証券化商品の発行に成功した場合、市、区の人民政府は適切な補助金を与えることができる」と規定した。(第六十六条、第六十七条)

3. **知的財産権公共サービスと運営サービスシステムの建設を推進する。** 国の「十三五」計画は「全国知的財産権運営取引とサービスプラットフォームの建設を加速し、知的財産権強国を建設する」ことを要求した。これにより、『条例』は「非営利知的財産権公共公益サービスプラットフォームを構築し、大学、科学研究機関、企業及び科学技術者に知的財産権代理及び情報、コンサルティング、訓練、事前警告などのサービスを提供することを支持する」と規定すると共に、「知的財産権運営サービス機関が知的財産権運営専門人材を招聘育成し、知的財産権を企業のコア競争力にし、イノベーション成果の流通転化を推進し、知的財産権の価値を実現することを支持する」と規定した。(第六十八条、第六十九条)

4. **知的財産権の分析評議を強化する。** 知的財産権分析評議サービスの能力を育成し、知的財産権分析評議サービスの科学技術におけるさらなる進歩促進を進めるため、また産業構造の調整を促進し、経済の発展方式転換を加速し、政府の決定を支持する重要な役割を発揮するため、『条例』は知的財産権分析評議制度を設定し、「市、区の人民政府は知的財産権分析評議制度を構築して、関連専門機関が重大な経済科学技術活動に関連する知的財産権価値とリスクについて評価、論証を行い、意見と提案を提出することを支持しなければならない」と規定した。(第七十条)

(七) 空間保障

1. **科学技術イノベーション類産業の用地・住宅保障を実行する。** 科学技術イノベーション類産業の発展空間を保障するため、『条例』は「建設用地供給計画を作成する際にはハイテク産業、戦略的新興産業、未来産業等の科学技術イノベーション類産業の用地需要を保障しなければならない」「割り当て又は協議譲渡の方式を採用して科学研究用地を供給し、深セン総合性国家科学センターなどの重大科学技術インフラ

建設を保障する」「用地弾性年期供給制度を執行し、長期賃貸、賃貸後譲渡などの方式で土地を供給し、科学技術イノベーション類産業の用地需要を保障する」と規定すると共に「賃貸後譲渡の方式で土地を供給し、企業の賃貸期間が満了して問題なく検収した場合、法により土地譲渡に関する手続きを申請することができる」「人民政府はセット建設、容積率の向上、統一賃貸の整備、買い戻し、協力開発などの方式で革新型産業用住宅を調達することができる」と規定した。(第七十一条、第七十二条、七十三条、第七十四条)

2. 科学技術イノベーション類産業の用地・住宅管理を強化する。科学技術イノベーション類産業の用地、住宅の真に効率的な科学技術イノベーション活動への使用を確保するため、『条例』は「対象制限、賃貸料制限」の原則を堅持し、政府の買い戻しと移転配置以外に、科学技術イノベーション類産業プロジェクトの用地、住宅の申請者と譲受人は、ハイテク産業、戦略的新興産業、未来産業などの科学技術イノベーション類産業に従事する企業でなければならないと規定する。同時に裁判所による上記用地、住宅の競売への入札者条件、譲受人義務などを詳細に規定した。また、「都市更新、土地整備プロジェクトを除き、自己用又は賃貸のみで販売されない革新型産業用住宅土地所有権を協議譲渡方式で取得した場合、そして重点産業プロジェクトの選抜を経て、入札、競売、市場取引などの方式で工業及びその他の産業用地の使用権を取得した場合には、賃貸価格が賃貸料指導価格を超えた場合、超えた部分については区の人民政府の関係部門が賃借人への返還を命じる。政府が管理する革新型産業用住宅を賃借した者は、他人に転貸してはならない。規定に違反して転借した場合、区の住宅建設部門が違法所得を没収するほか、違法所得の2倍の罰金を科し、賃貸人がこの革新型産業用住宅を回収する」と規定した。(第七十五条、第七十六条、第七十七条、第七十八条)

(八) イノベーション環境

1. 科学技術者の双方向流動制度を構築する。大学、科学研究機構などの事業部門の専門技術者が科学技術成果の研究開発と転化活動を展開することを支持・奨励するため、『条例』は、人力資源社会保障部による『事業単位の科学技術者のイノベーション創業の更なる支持と奨励に関する指導意見』などの文書を法規として固定化し、科学技術者の双方向流動制度を確立した。「科学技術者は関係規定に従って企業への兼職、臨時就任又はプロジェクト協力に参加して合法的な報酬を得ることができ、また在職中の企業を創設・離職後のイノベーション創業を行うことができる。大学、科学研究機関はイノベーション実践経験のある管理人材、科学技術人材を兼任教師又は兼任研究者として招聘することができる」と規定した。(第八十五条)

2. 科学技術イノベーションにサービスする公共プラットフォームを構築する。科学技術関連サービスプラットフォームは科学技術イノベーション活動全面において

重要な支持作用を発揮する。『条例』は立法規定を通じて、「科学技術公共サービスプラットフォームを構築し、科学技術イノベーション活動に専門的なサービスを提供する」「公共法律サービスプラットフォームを構築し、科学技術イノベーション活動に対する公共法律サービス製品を提供する」「科学技術イノベーション資源共有プラットフォームを構築し、大型科学機器施設を開放共有化し、大型科学機器施設の利用率を高める」と規定した。(第八十八条、第八十九条、第九十二条)

3. 広東・香港・マカオ大湾区の科学技術イノベーション協力を強化する。『広東・香港・マカオ大湾区発展計画綱要』における「『広州-深セン-香港-マカオ』科学技術イノベーション回廊の建設を推進し、ヒト、カネ、情報、技術などのイノベーション要素の国境を越えた流動と地域融合に有利な政策措置を探索する」「広東・香港・マカオの企業と科学研究機関が国際的な科学技術イノベーション協力を参加し、科学技術イノベーション活動を共同で開催することを奨励する」などの要求を実行するため、『条例』は初めて経済特区法規の規定を通じ「香港、マカオの条件を満たす大学、科学研究機関が大陸部の科学技術プロジェクトを申請することを許可し、関連資金の大湾区での国境を越えた使用を許可する」ことを取り決めた。同時に、『条例』はまた「広東・香港・マカオ大湾区の他の都市との科学技術イノベーション協力を強化し、行政区を跨ぐ科学技術難関攻略、科学技術イノベーションプラットフォームの共同建設、知的財産権保護などの業務の展開を支持し、国際大科学計画と大科学プロジェクトの建設を発起し又は参加することを支持する」と規定した。(第九十一条)

4. 科学研究倫理と研究公正の建設を強化する。科学技術倫理管理と研究公正建設は現代の科学技術発展の重要な保障であり、現代の社会管理の重要な内容でもある。『中国共産党中央による中国の特色ある社会主義制度の堅持と完備、国家ガバナンス体系とガバナンス能力の現代化推進に関する若干の重要問題に関する決定』における「科学技術倫理管理体制の健全化」に関する要求を実行するために、『条例』は「科学技術イノベーション活動は科学研究道徳を守り、関連倫理準則を遵守し、科学研究倫理審査と監督管理を受けなければならない。生命科学、医学、人工知能などの最先端領域又は社会、環境に潜在的な脅威を持つ科学技術プロジェクトに関連し、プロジェクト担当者はプロジェクトを策定する前に科学研究倫理承諾書を提出しなければならない。健康関連研究又は実験動物の生産、使用に従事する部門は、関連規定に従って相応の科学研究倫理委員会を設立し、関連する科学研究活動に対して倫理審査と監督管理を強化し、科学研究倫理管理責任を履行しなければならない」と立法する形で規定し、かつ明確に要求している。研究公正建設を更に強化し、誠実で信頼を守る良好な科学研究環境を構築するため、『条例』は「企業・団体等は研究公正監督管理の責任を履行し、其の企業・団体等の研究公正建設を強化しなければならない」と強調し、科学研究における信用失墜行為の7種類の具体的なタイプを列挙し、科学研究

信用失墜行為を処罰、処理する責任部門が市、区の科学技術イノベーション部門であると明確にした。(第九十七条、第九十八条)

5. 同株異権制度を確立する。 大多数の科学技術企業は創業時に資金面での支持が不足し登録資本が小さいため、企業の発展に伴い複数の株式融資を経る必要性が往々にして発生する。そうなるに企業を創立した株主、及びその他会社の科学技術イノベーションに重要な影響を与える株主の持株比率は絶えず希釈され、次第に会社に対するコントロール権を失うため会社の更なる技術更新と長期発展に対して不利となる。これに対し、『条例』は米国、香港などの発達した国や地域及び中国の科創板 (Science and Technology Innovation Board) の方式を参考にし、また国家の『公司法』の会社の「一株一権」「同株同権」制度に関する規定に共通させ、国内立法レベルで初めて会社の「同株異権」制度を確立し、特別な議決権を設置した会社が証券取引機関を介して上場取引を行うことを許可した。これにより、科学技術企業の原始株主及びその他会社の科学技術イノベーションに重要な影響を与えた株主は会社が何度も株式融資を行った後も依然として小さい持株比率で会社をコントロールすることができる。「同株異権」制度の確立は、会社を創立した株主の権益を保護し、資本導入の積極性を刺激し、全世界のイノベーション人材を深センに誘致して創業させることに有利であり、深センの科学技術イノベーションに対して重要な意義をもつ。(第九十九条)

出所：2020年8月30日付け深セン市人民代表大会ウェブサイトを基に JETRO
広州事務所日本語仮訳を作成

[http://www.szrd.gov.cn/szrd_zyfb/szrd_zyfb_cwhgb/202008/t20200828_19314986.h
tm](http://www.szrd.gov.cn/szrd_zyfb/szrd_zyfb_cwhgb/202008/t20200828_19314986.htm)